

議案第14号

斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：福祉課】

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 「書面掲示」規制の見直し（第32条の改正規定）

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けます。

(2) 身体的拘束等の適正化の推進（第40条、第42条、第53条の改正規定）

① 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化の措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付けます。

② 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けます。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け（第62条の改正規定）

指定小規模多機能型居宅介護事業所等における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業者に対して、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付けます。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

- ① 重要事項の掲示及び短期入所系サービス及び多機能系サービスにおける身体拘束等の適正化業務継続に係る経過措置（第53条の改正規定）については、施行日から令和7年3月31日までの間は努力義務とします。
- ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び協力医療機関との連携に関する経過措置については、施行日から令和9年3月31日までの間は努力義務とします。